

<福岡県屋外広告物のしおり>

—美しい街づくりを目指して—



目 次

屋外広告物の定義と規制の概要

■ はじめに	...	-1-
■ 屋外広告物とは	...	-1-
■ 屋外広告物の規制	...	-2-
■ 禁止地域とは	...	-3-
■ 禁止物件とは	...	-3-
■ 許可地域とは	...	-4-
◆ 知事が指定する町村	...	-5-
◆ 知事が指定する道路	...	-5-
■ 適用除外広告物とは	...	-6-
■ 広告物の規格	...	-8-
■ 許可申請手続	...	-11-
■ 屋外広告業の登録	...	-12-
■ 屋外広告物管理者の設置	...	-16-
■ 罰 則	...	-16-

このしおりは、屋外広告物条例の趣旨をわかりやすく説明したものです。

詳しくは、**福岡県屋外広告物条例、同条例施行規則**をご覧ください。

(福岡県庁のホームページ: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

<条 例 適 用 範 囲>

福岡県屋外広告物条例は、北九州市、福岡市、久留米市を除く福岡県内の市町村に適用されます。

◆北九州市、福岡市、久留米市を除く県内全域	→	福 岡 県 屋外広告物条例
◆北九州市内 (北九州市 建設局 総務部 管理課	→	北九州市 屋外広告物条例 : 093-582-2271(直))
◆福岡市内 (福岡市 住宅都市局 都市景観室	→	福 岡 市 屋外広告物条例 : 092-711-4395(直))
◆久留米市内 (久留米市 都市建設部 都市デザイン課	→	久留米市 屋外広告物条例 : 0942-30-9083(直))

1 2
3

<表紙の作品> 第14回 福岡県景観文化展 大賞受賞作品 (平成22年度)

1: 小学生の部、内田 凌さん「『でっかいな!! 遊んでみたいな』ようこうろ」

2: 中高生の部、友永 裕梨佳さん「山笠」

3: 学生・一般の部、佐藤 龍雄さん「師走の街」

屋外広告物の定義と規制の概要

はじめに

屋外広告物は、私たちの日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たすものですが、これが無秩序に表示されると、まちの美しい美観を損なうだけでなく、ときには視界遮断による交通事故や倒壊などにより人身に危害を及ぼすことさえあります。

このため、福岡県では良好な景観の形成を図るためにも屋外広告物を正しく表示するルールとして「[福岡県屋外広告物条例](#)」を定めています。

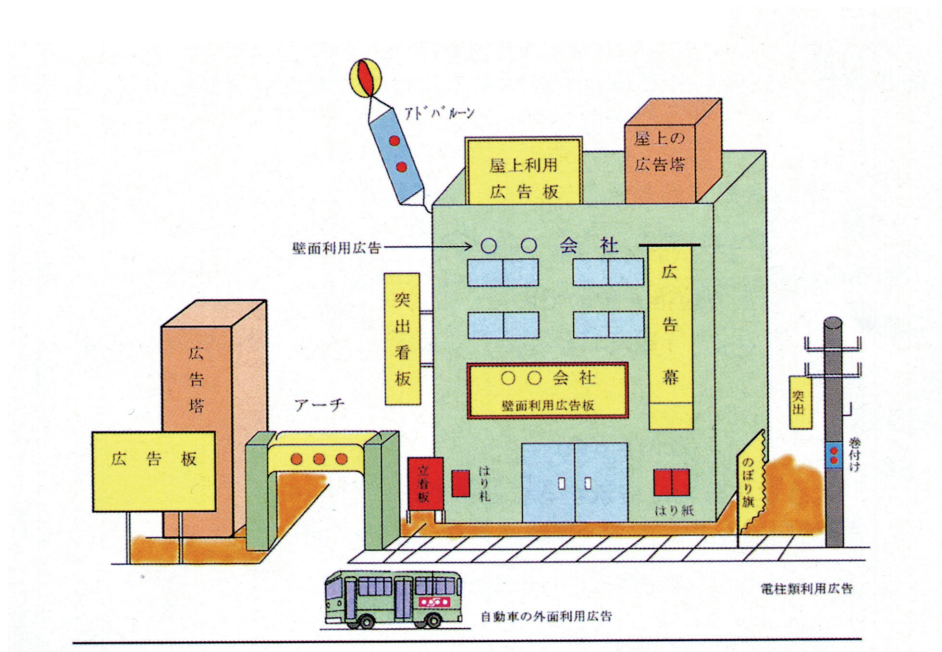
このしおりは、県民の皆様や広告主あるいは屋外広告業を営む方々に、この条例の趣旨をよく理解していただけるよう主な内容をまとめたものです。

ふるさと福岡の街をどの都市よりも美しくするために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

屋外広告物とは

規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので広告板、広告塔、広告幕、立看板、アドバルーン、はり紙、はり札の類、電光ニュース、ネオン、電柱を利用する広告物などをいいます。

このため、営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利なものであっても常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。

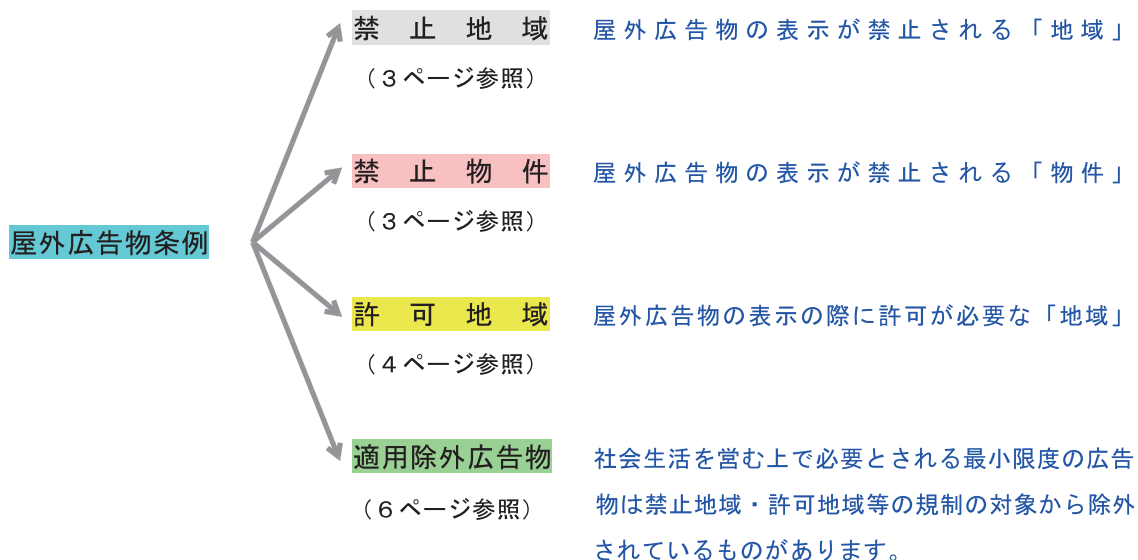


＜以下のものは、屋外広告物に含まれません。＞

- ・街頭で配布されるビラやチラシの類
- ・ショーウィンドーや自動車の内側に表示されるもの
- ・駅や空港の構内に表示されるもの
- ・音響広告やサーチライト

屋外広告物の規制

屋外広告物条例は、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するために、広告物の表示を禁止する地域や表示の際に許可が必要な地域を定めています。



その他の規制

上記のほか、「**広告物の規格**」や表示することのできない「**禁止広告物**」についても規制を設けています。

【 広告物の規格 】 （条例第9条、規則第5条別表）

広告物の種類毎の規格を定めており、この規格に合ったものでなければ広告物の表示をすることはできません。（8ページ参照）

【 禁止広告物 】 （条例第6条）

下記のような広告物は表示することができません。

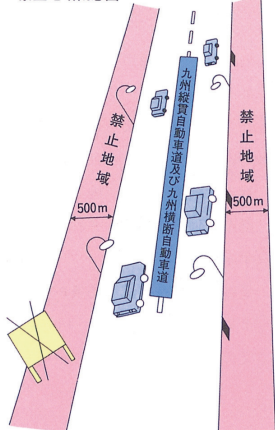
- ① 著しく汚れ、退色し、又は塗料等がはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

禁止地域とは

(条例第4条第1項)

禁止地域とは、良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から、広告物の表示を禁止している地域で、この地域には原則として広告物を表示することは出来ません。

禁止地域概念図



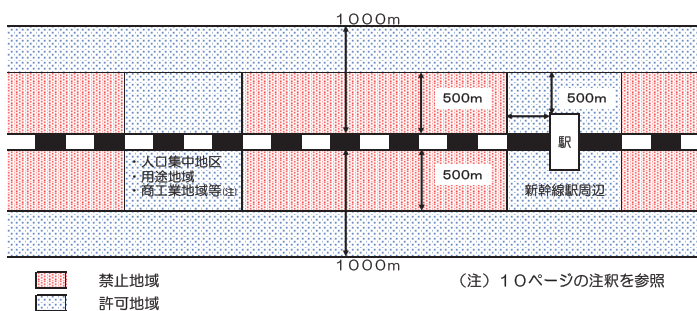
ただし、自家用広告物など一部の広告物については、この禁止地域の規制を除外しているものがあります。(6ページ 適用除外広告物の項参照)

【 禁止地域 】

以下の地域には、広告物の表示ができません。

- ◆ 古墳及び墓地の地域
- ◆ 九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道から展望できる地域で両側500m未満の範囲にある地域
(ただし、国勢調査の結果公表される人口集中地区を除く。)

山陽新幹線及び九州新幹線沿線の禁止・許可地域イメージ図



- ◆ 山陽新幹線及び九州新幹線から展望できる地域で両側500m未満の範囲にある地域
(新幹線駅周辺500m未満の範囲、および人口集中地区等を除く。)

禁止物件とは

(条例第4条第2項)



広告物が信号機、歩道柵などの道路の付帯設備に表示されると、自動車の安全な運行に支障をきたすおそれが高くなり、事故の発生も考えられます。

また、街路樹や電話ボックスに表示された場合は、街の美観を著しく損なうことになります。

このように、公衆に対する危害の発生の防止あるいは良好な景観の形成又は風致の維持を図る目的から広告物の表示を禁止している物件で、これらの物件に広告物の表示することはできません。

【 禁止物件 】

- 広告物を表示してはならない物件(抜粋)
 - ◆ 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - ◆ 街路樹、路傍樹及び保存樹
 - ◆ 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー
 - ◆ 電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト・・・他
- 立看板、はり紙、はり札等を表示してはならない物件
 - ◆ 街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの



許可地域とは

(条例第5条)

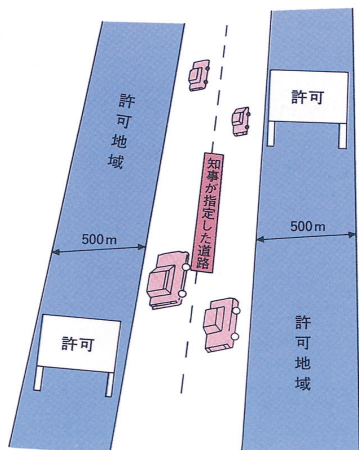
この地域内に広告物を表示する場合は、市町村長の許可が必要になり、許可地域には次のものがあります。

【 許可地域 】

以下の地域に広告物を表示する際には、許可が必要になります。

- ① 市の区域
- ② 町村の区域（知事が指定する町村）（5ページ参照）
- ③ 都市計画法の規定により定められた風致地区
- ④ 景観法の規定による景観計画区域
- ⑤ 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域
- ⑥ 文化財保護法により指定された国指定の史跡、名勝天然記念物の地域
- ⑦ 森林法により指定された風致保安林
- ⑧ 国又は地方公共団体の管理する公園、緑地及び運動場
- ⑨ 官公署及び学校の敷地内
- ⑩ 九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道から展望しうる地域で次に該当する地域
 - ・路端から500m以上1000m未満の地域
 - ・路端から500m未満の地域で人口集中地区（国勢調査）の地域
- ⑪ 山陽新幹線及び九州新幹線から展望しうる地域で次に該当する地域
 - ・線路端から500m以上1000m未満の地域
 - ・線路端から500m未満の地域で、駅周辺500m未満の地域
 - ・線路端から500m未満の地域で人口集中地区（国勢調査）の地域、等
- ⑫ 知事が指定する道路の両側500m以内の地域（5ページ参照）

許可地域概念図



【許可地域の範囲】

○ 市の区域

禁止地域を除き、全域許可地域になります。

○ 町村の区域

上記の許可地域のうち、禁止地域を除く②から⑫までが許可地域になります。

👉 許可地域の範囲については、市町村の屋外広告物担当部署までお尋ね下さい。

許可地域：知事が指定する町村

下欄の町村は、許可が必要です。

屋外広告物を表示するとき許可を必要とする町村
宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町、芦屋町、東峰村、大刀洗町、吉富町

許可地域：知事が指定する道路から500メートル以内の地域

下欄の道路沿線について、道路及び路端から500メートルの区域は許可が必要です。

屋外広告物を表示するとき許可を必要とする区域			
区域の幅は道路及び路端から 500メートル			
路 線 名	区 域 の 区 間	路 線 名	区 域 の 区 間
国道 3号	水巻町、広川町、遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	福岡早良大野城線	那珂川町の区間
国道 10号	苅田町の区間	直方水巻線	水巻町の区間
国道 200号	小竹町の区間	水巻芦屋線	水巻町の区間
国道 200号 (バイパス)	筑前町の区間	中間水巻線	水巻町の区間
国道 385号	那珂川町の区間	新北九州空港線	苅田町の区間
国道 386号	筑前町の区間	須磨園南原曾根線	苅田町の区間
国道 495号	遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	浜口遠賀線	遠賀町の区間
国道 500号	筑前町の区間	黒山広渡線	遠賀町の区間
門司行橋線	苅田町の区間	原海老津線	岡垣町の区間
北九州芦屋線	遠賀町の区間	岡垣遠賀線	遠賀町の区間
直方芦屋線	遠賀町の区間	湊下府線	新宮町の区間
苅田港線	苅田町の区間	山田新宮線	新宮町の区間
八女香春線	添田町の区間	山田中原福岡線	那珂川町の区間
宮田遠賀線	遠賀町の区間	那珂川大野城線	那珂川町の区間
		後野福岡線	那珂川町の区間

 上記の指定は今後変更されることがあります。

また、市町村の合併により市となった旧町村の全域は、許可が必要な地域となります。

適用除外広告物とは（条例第7条）

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための広告も含まれることから、これらをすべて一律に規制すると社会生活に支障を来すことも考えられます。

そこで、社会生活を営むうえで最低限必要な広告物については、一定の基準内で禁止地域や許可地域の規制の対象から除外されています。

適用除外となる自家用広告物

自家用広告物とは自己の事業所などの建物やその敷地内に自己の氏名や名称（会社名等）、事業内容などを表示する広告物です。

従って、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地の所有権にかかわらず自家用広告物に該当します。

次の基準を満たす自家用広告物は、許可地域又は禁止地域であっても、許可を得ずに表示又は設置することが出来ます。

【自家用広告物の適用除外基準】

◆ 禁止地域の区域

- ・表示面積の合計が5㎡以内であること
- ・ただし、許可を受ければ15㎡以内まで表示することができます。

◆ 許可地域の区域

- ・表示面積の合計が15㎡以内であること
- ・表示面積の合計が15㎡を超える場合は、許可が必要になります。

適用除外となるその他の広告物

1. 許可を受けることなく、禁止地域、禁止物件又は許可地域に表示できるもの

法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法、消防法など
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板
公 共 広 告 物	国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの ※はり紙等の簡易な広告物以外は市町村長との事前協議により同意が得られたものに限る。
寄贈者名等表示広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの 基準：当該広告物を表示する施設又は物件に対し、面積0.5㎡以内かつ表示面の面積の1/20以内

2. 許可を受けることなく、**禁止地域**、**許可地域**に表示できるもの

自己管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの 基準：表示面積の合計が5㎡以内のもの
工事現場の塀などに表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの
冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のための旗など	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの (長期にわたるものは適用除外とならない。)
移動するものに表示するもの	◆自動車に表示するもの(10㎡以内) ・所有者の店名若しくは事業内容等を表示するもの ・営利を目的としない宣伝又は行事等を表示するもの ◆人、動物、車両(自動車は除く。)に表示するもの

3. 許可を受けることなく、**禁止物件**に表示できるもの

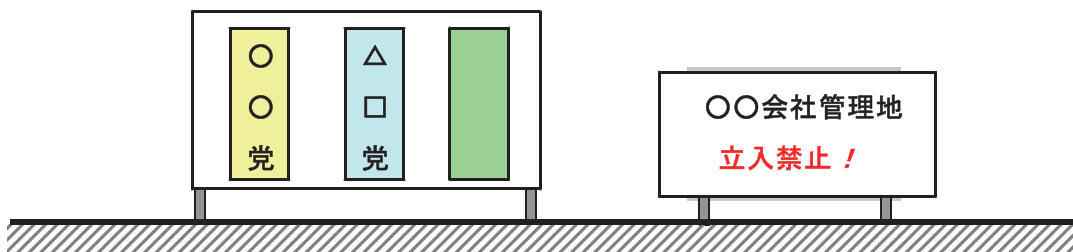
送電塔、貯水タンクなどに表示するもの	条例第4条第2項第8, 9号に規定する禁止物件にその所有者又は管理者が表示する自家用広告物で表示面積が5㎡以内のもの
その他禁止物件に表示するもの	条例第4条第2項各号に規定する禁止物件に、管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積が5㎡以内のもの

4. 許可を受けることにより、**禁止地域**に表示できるもの

道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物	公衆の利便に供することを目的としたもので、表示面積が10㎡以内のもの
------------------------	------------------------------------

5. 許可を受けることなく、**許可地域**に表示できるもの

政治活動用ポスター等	政治資金規正法による届出を行った政治団体が使用するポスター、看板など(表示期間1か月以内)
------------	---



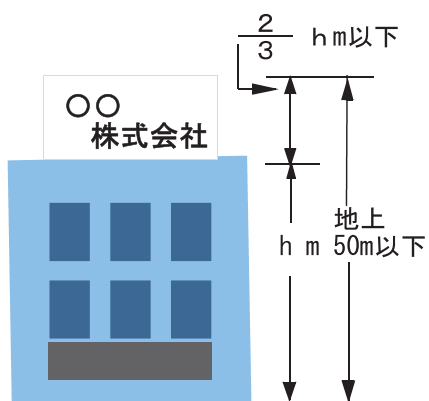
広告物の規格

(規則第5条 別表)

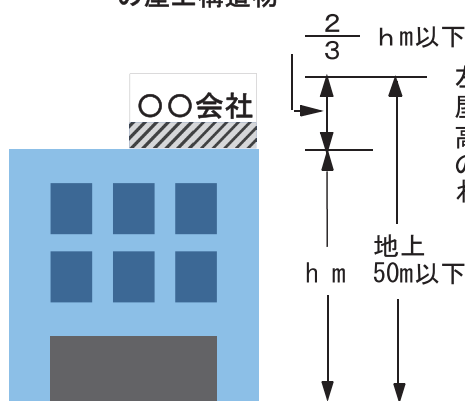
屋外広告物は、次のような規格でないと広告物を表示し、または広告物を掲出する物件を設置することはできません。

◆ 広 告 塔

○ 建築物の屋上の広告塔



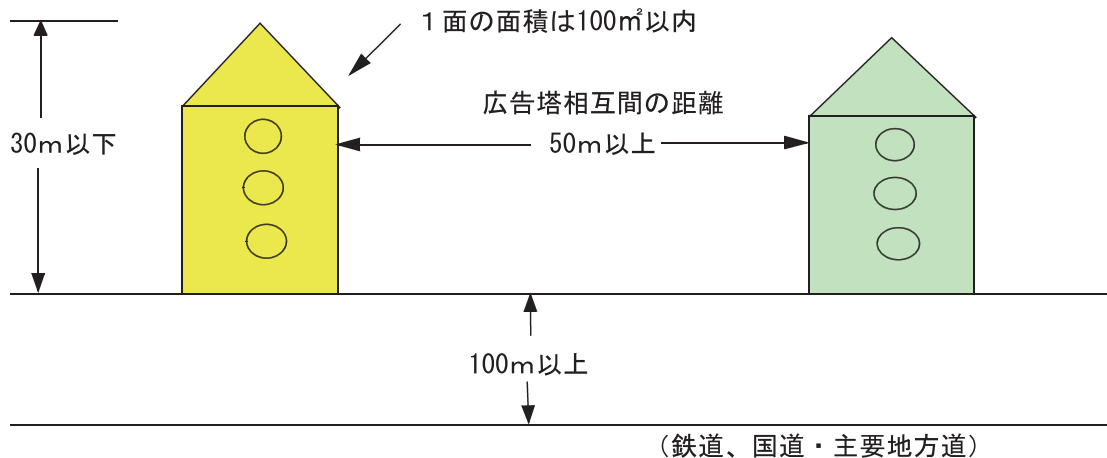
○ 階段室、昇降機室等の屋上構造物



左図のような屋上構造物の高さは建築物の高さに含まれません。

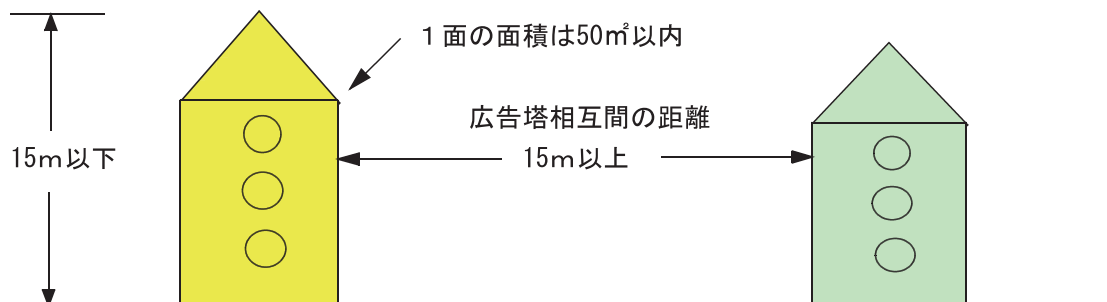
○ 鉄道又は道路（国道及び主要地方道）からの展望を目的とする野立広告塔

(ただし、商工業地域(注：10ページの注釈参照)にあつては、高さ30mの制限のみ)



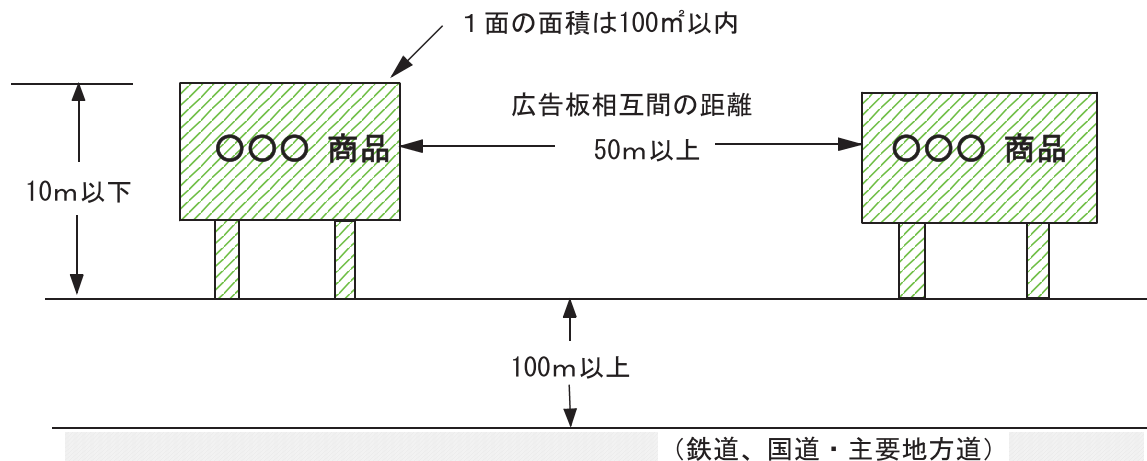
(鉄道、国道・主要地方道)

○ その他の広告塔（商工業地域(注：10ページの注釈参照)にあつては高さ30mの制限のみ)

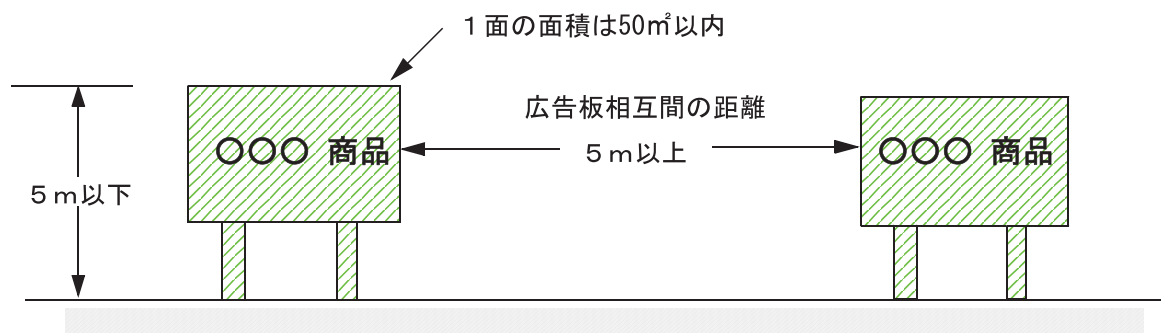


◆ 広 告 板

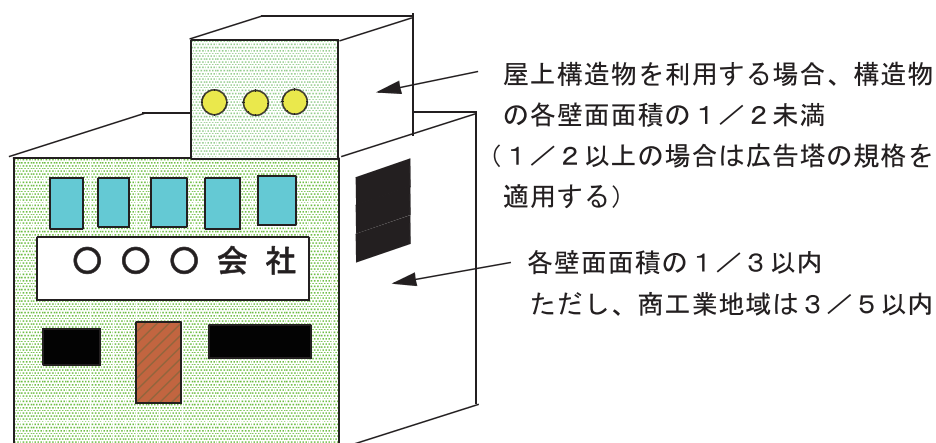
- 鉄道又は道路（国道及び主要地方道）からの展望を目的とする野立広告板
 （ただし、商工業地域（注：10ページの注釈参照）にあつては、高さ10mの制限のみ）



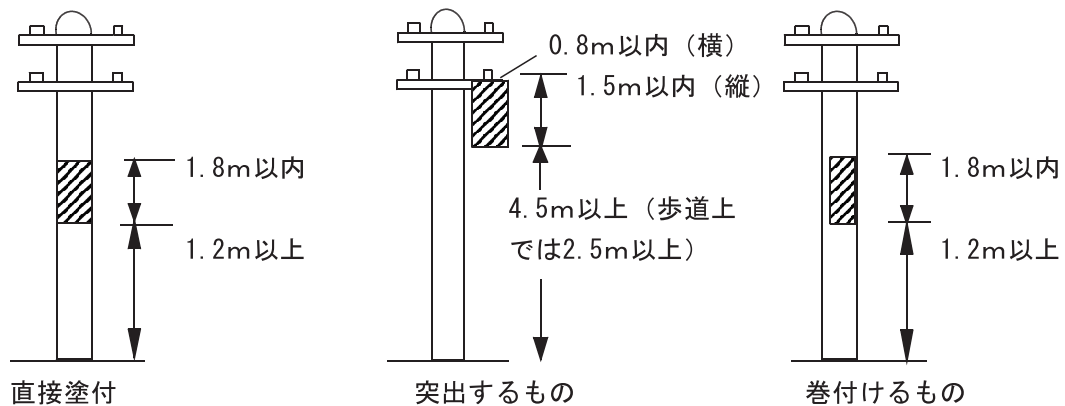
- その他の広告板
 （ただし、商工業地域（注：10ページの注釈参照）にあつては、高さ5mの制限のみ）



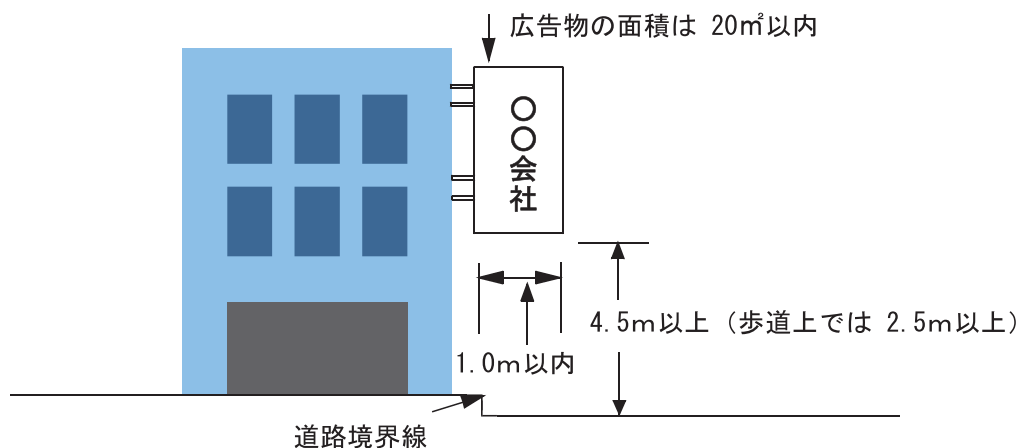
◆ 建築物の壁面を利用するもの（広告板を含む。）



◆ 電柱類を利用するもの



◆ 建築物より突出するもの



◆ 立看板

大きさは縦 2.0m以内、横 1.0m以内、脚の長さは 0.3m以内

◆ はり紙、はり札類

面積は、1 m²以内

◆ 自動車の外面を利用するもの

1. 定期路線バスの車体の外面全面を利用して表示するもの（ラッピングバス）
 - ・ 窓面を利用する場合は、側面及び後面のみとし、表示面積はそれぞれの窓面積の30%以内
 - ・ 広告物の色彩・意匠等は、良好な景観の形成に配慮したもの
2. 広告板を用いる定期路線バスでは、側面は左右それぞれ5m²以内、後面は0.5m²以内

注) この規格において「商工業地域」とは、次のものをいいます。

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域
- 2 都市計画法による用途地域の定めのない地域にあっては、駅、バスターミナル、空港、市役所若しくは町役場又は事務所、事業所等がおおむね20戸以上連たんしている地区を中心として半径200メートル以内の地域

許可申請手続

広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、表示又は設置する場所を管轄する市町村長の許可が必要です。（条例で定める適用除外の広告物や禁止地域及び許可地域以外の地域に表示する広告物を除く。）

許可申請の際は、事前に市町村の屋外広告物担当部署とよくご相談下さい。

許可申請の手続に必要なもの

【 新規又は変更の場合 】

- ◆ 屋外広告物（新規・変更）許可申請書（規則様式第1号）
市町村の担当部署にあります。（県のホームページからもダウンロードできます）
- ◆ 添付書類
 - 1) 付近の図面又はカラー写真
 - 2) 形状、寸法及び構造に関する仕様書及び図面
 - 3) 表示の内容又は写真
 - 4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又は写し（広告物設置承諾書）
 - 5) はり紙、はり札については、現物又は見本
- ◆ 申請先
広告物を表示又は設置する場所の市町村（屋外広告物担当部署）
- ◆ 許可申請手数料
許可申請の際には、市町村において定める手数料が必要となります。
詳しくは、市町村の担当部署にお尋ね下さい。
- ◆ 許可期間

はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーン等	→ 1月以内
その他の広告物（上記以外）	→ 3年以内

【 許可期間更新の場合 】

許可期間経過後も引続き広告物を表示しようとする場合は、**期間満了の10日前までに更新手続申請を行って下さい。**

- ◆ 屋外広告物更新許可申請書（規則様式第1号）
- ◆ 添付書類
 - 1) 物件の現況のカラー写真
 - 2) 屋外広告物自主点検結果報告書（規則様式第3号）
 - 3) 広告物設置承諾書

 広告物の表示者等（表示者、設置者及び管理者）は、許可の期間が満了したとき、許可が取り消されたときは、事実の発生した日から**10日以内**に広告物を除却しなければなりません。（条例第14条）

屋外広告業の登録

(条例第24条～第25条の3)

広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行おうとしている方は、知事の登録を受ける必要があります。

この場合、福岡県内に営業所を有しているか否かにかかわらず、福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市を除く。）で営業を行う場合は登録が必要になります。北九州市、福岡市、久留米市で営業を行う場合は、それぞれの市に登録をします。

また、屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに業務主任者として「屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等」を置くことが義務づけられています。

屋外広告業とは

「屋外広告業」とは、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、広告物を屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲示する物件の設置を行わないものは、屋外広告業に該当しません。

登録の申請

屋外広告業の登録を受けようとするときは、屋外広告業登録申請書（規則様式第13号）に次の事項を記載し、添付書類及び手数料1万円（福岡県領収証紙による。）を添えて提出して下さい。（登録手数料は、新規・更新の登録ともに1万円です。）

登録の有効期間は5年間です。引き続き、屋外広告業を営むときは、登録の有効期間の満了日の30日前までに更新の登録申請が必要になります。

※各種様式は福岡県のホームページからダウンロードできます。

【 記載事項 】

- ◆ 商号、名称又は氏名及び住所
（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ◆ 管内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- ◆ 法人にあっては役員の氏名
- ◆ 法定代理人の氏名及び住所（申請者が未成年の場合）
- ◆ 営業所ごと選任された「業務主任者」の氏名、所属する営業所の名称など

 屋外広告業登録申請書は、福岡県建築都市部公園街路課に提出して下さい。
登録の内容は一般に公表します。

添付書類

屋外広告業登録申請書には、次の書類を添付して下さい。

【 添付書類 】

- ◆ 申請者の住民票（法人の場合は、登記事項証明書）「3ヶ月以内に発行のもの」
- ◆ 誓約書〔登録の拒否事由に該当しない者であること〕（規則様式第13号の2）
- ◆ 略歴書（法人の場合は、全ての役員）（規則様式第14号）
- ◆ 業務主任者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書の写しなど）
- ◆ 業務主任者が在籍することを証する書面（健康保険被保険者証の写しなど）
- ◆ （登録申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票、誓約書、略歴書

登録の拒否

登録申請書又は添付書類のうち、重要な事項について、虚偽の記載又は事実の記載が欠けているとき又は登録申請者が次のいずれかに該当するときは、登録の拒否をすることになります。

【 拒否要件 】

- 1 登録が取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 2 法人が登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- 3 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 4 屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から2年を経過しない者
- 5 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員等
- 6 暴力団員等にその事業活動を支配される者
- 7 未成年者で、その法定代理人が上記1～6のいずれかに該当する者
- 8 法人で、その役員のうちに上記1～5のいずれかに該当する者がある者
- 9 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

登録事項の変更の届

登録の内容に変更が生じたときは、屋外広告業登録事項変更届出書（規則様式第15号）により、30日以内に届け出て下さい。

届出は、変更の内容に応じて、次の書類を添付して下さい。

【 添付書類 】

変 更 内 容	書 類
◆ 商号、名称又は氏名及び住所	申請者の住民票（法人の場合は登記事項証明書）
◆ 営業所の名称及び所在地	登記事項証明書
◆ 法人の役員	登記事項証明書、（新任の場合）誓約書、略歴書
◆ 法定代理人の氏名及び住所	住民票、誓約書、略歴書
◆ 業務主任者	資格書面（写し）、在籍を証する書面

廃業等の届

屋外広告業者が次のいずれかに該当することとなったときは、屋外広告業廃業等届出書（規則様式第15号の2）により、30日以内に届け出て下さい。

【届出者】

廃業等の事由	届出者
◆ 死亡した場合	相続人
◆ 法人の合併により消滅した場合	法人代表役員であった者
◆ 法人が破産により解散した場合	破産管財人
◆ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
◆ 屋外広告業を廃止した場合	登録申請者

業務主任者の設置

屋外広告業者は、営業所ごとに次の資格者の中から業務主任者を置くこととなっています。

【資格者】

- ◆ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験の合格者（屋外広告士）
- ◆ 福岡県又は他の都道府県並びに政令市、中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- ◆ 職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者、職業訓練修了者（いずれも広告美術仕上げに係るもの）

☞ 福岡県が行う屋外広告物講習会については、福岡県建築都市部公園街路課に直接お問い合わせ下さい。

※他県での開催情報については、全日本屋外広告業団体連合会のホームページで公表されております。

業務主任者の役割

業務主任者は、次の業務の総括に関することをを行う必要があります。

【業務】

- ◆ 屋外広告物条例、その他広告物の表示等に関する法令の遵守
- ◆ 屋外広告物の表示、物件の設置に関する工事の適正な施工、その他安全の確保
- ◆ 営業所ごとに備える帳簿の記載
- ◆ その他、屋外広告業の適正な実施の確保

屋外広告業者の責務

屋外広告業者は、営業所に標識を掲げ、また営業所ごとに帳簿を備えることになっています。

◆ 標識の掲示

営業所には、公衆の見やすい場所に次の事項を記載した標識「屋外広告業者登録票」（規則様式第18号）を掲げる必要があります。

【 記載事項 】

- ◆ 商号、名称又は氏名（法人の場合、代表者の氏名）
- ◆ 登録番号及び登録年月日
- ◆ 営業所名
- ◆ 業務主任者の氏名

◆ 帳簿の備え付け

営業所には、次の事項を記載した帳簿（規則様式19号）を各事業年度の末日に閉鎖し、閉鎖の時から5年間保存する必要があります。

【 記載事項 】

- ◆ 注文者の氏名又は名称及び住所
- ◆ 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- ◆ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- ◆ 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
- ◆ 請負金額

 帳簿は広告物の表示又は設置の契約ごとに作成することとし、この場合コンピューターなどを用いた電磁的記録に代えることも可能です。

登録の取消し、営業の停止（条例第26条の2）

屋外広告業者が、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

【 事 項 】

- ◆ 不正の手段により登録を受けたとき
- ◆ 登録の拒否要件に該当することとなったとき
- ◆ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ◆ 屋外広告物条例又は処分に違反したとき

屋外広告物管理者の設置 (条例第15条)

広告物の表示者等（表示者、設置者及び管理者）は、広告物又は広告物を掲出する物件を良好な状態に保つよう、**補修その他必要な管理を行わなければならない**。（条例第13条）

また、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、広告物を管理する者として、**屋外広告物管理者の設置が義務づけられています**。

ただし、次に掲げる広告物についてはその必要はありません。

- ・ はり紙、はり札、立看板等の簡易な広告物
- ・ 電柱を利用する広告物
- ・ 建築物の壁面に直接塗付する広告物

なお、高さが4mを超える広告物又は広告物を掲出する物件を管理する屋外広告物管理者は、**建築士又は屋外広告士**の資格を有する者でなければなりません。

罰 則 (条例第31条の2～第36条)

この条例に違反すると、**罰則**が適用されることがあります。

【 罰 則 】

■ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 1) 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 2) 不正の手段により登録を受けた者
- 3) 営業停止命令に違反した者

■ 50万円以下の罰金

- 1) 知事（市町村長）の措置命令に違反した者

■ 30万円以下の罰金

- 1) 禁止地域、禁止物件での広告物表示等、又は許可地域において許可を得ずに広告物の表示等をした者
- 2) 許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更（改造）した者
- 3) 許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物等の除却義務に違反した者
- 4) 屋外広告業の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 5) 業務主任者を選任しなかった者

■ 20万円以下の罰金

- 1) 知事（市町村長）の求めに対し、広告物の表示者等が報告（資料の提出）をせず又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など
- 2) 知事の求めに対し、屋外広告業者が報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など

■ 両罰規定

- 1) 違反の行為者（使用人、代理人など）を罰するほか、その法人又は人に対する罰金刑の適用

■ 5万円以下の過料

- 1) 廃業の届出を怠った者
- 2) 営業所に標識を掲げない者
- 3) 営業所に帳簿を備えない者

屋外広告物取扱窓口

屋外広告物の許可申請は、広告物を表示する場所の市町村の屋外広告物担当課が取扱窓口になります。
詳しくは各市町村にお尋ね下さい。

福岡県建築都市部公園街路課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 643-3724 FAX (092) 643-3752

(平成23年3月発行)
